

実質的支配者情報を登録しない企業には、最大1億ドンの罰金が科される可能性

2026 年 10 月 7 日、財務省傘下の私営企業・集団経済発展局は、企業の実質的支配者情報の登録状況の確認に関し、中央直轄省・市の財務局宛てに公文書 No. 3164/DNTN-GS を発行しました。

これに従い、財務省は各省レベルの経営登録機関に対し、企業の実質的支配者に関する事項を早急に精査・確認するよう要請しています。特に、2025 年 7 月 1 日以降に設立または変更登記を行ったものの、実質的支配者情報を登録していない企業（添付リスト参照）が重点対象となっています。

企業の実質的支配者情報の登録に関する規定は、2025 年 6 月 30 日に公布されました。その後、2026 年 7 月 23 日に修正・補足され、2026 年 8 月 21 日に登録様式が整備されました。そのため、実務上、各経営登録機関が、企業の設立または企業登録情報の変更手続きの際に、すべての企業に対して実質的支配者情報の登録を求めるようになったのは、2026 年 8 月 21 日以降です。

以下、企業の実質的支配者情報の登録義務に係る規定の概要です。

1 実質的支配者の特定基準

企業の実質的支配者とは、当該企業を直接または間接的に所有し、または最終的に実質的な支配を行う一人または複数の個人をいいます。

実質的支配者は、以下のとおり特定されます。

- ① 企業の定款資本の 25%以上、または議決権を有する株式総数の 25%以上を、直接もしくは間接に、または直接・間接の双方により所有する個人
- ② 上記①の基準を満たす個人がいない場合、実質的支配者は、当該企業を実質的に支配する権限を有する個人とします。支配は、以下の権限の一つまたは複数を通じて行われるものとします。

HA NOI HEAD OFFICE

8F, Vinafor Building, 127
Lo Duc, Hai Ba Trung ward,
Hanoi
Tel: +(84)24 - 39 765 761
Fax: +(84)24 - 39 765 762

YOKOHAMA BRANCH

713R, 9F, JPR Yokohama
Bldg., 1 Chome-5-10,
Kitasaiwai, Nishi Ward,
Yokohama, Kanagawa, Japan

DANANG OFFICE

Zone G, 5F, Danang Software
Park, 02 Quang Trung, Thach
Thang Ward, Danang
Tel: +(84)236 - 3 898 325
Fax: +(84)236 - 3 898 326

HO CHI MINH OFFICE

5F, SFC Building, 09 Dinh
Tien Hoang, Saigon Ward,
Ho Chi Minh
Tel: +(84)28 - 71 088 468

- 取締役会の構成員の過半数または全員もしくは取締役会長（株式会社の場合）、社員総会の構成員の過半数または全員もしくは社員総会の会長（有限責任会社の場合）、社長を任命、解任または罷免する権利
 - 企業の定款を変更または補足する権利
 - 組織体制を変更する権利
 - 企業の財務、投資および事業活動に関する方針を決定する権利
 - 企業を再編または解散する権利
- ③ 上記①および②の基準を満たす個人がいない場合、企業は、企業を代表して行動する権限を最も多く有する管理者1名を特定します。

2 実質的支配者情報の登録時期

企業は、以下の規定に従って実質的支配者情報を登録します。

- 2025年7月1日以降、新たに企業を設立する場合、企業は設立登記の際に実質的支配者に関する情報を登録する必要があります。
- 2025年7月1日前に設立された企業は、直近の企業登録内容の変更手続きを行う際に、実質的支配者に関する情報を追加で登録する必要があります。
- 登録済みの実質的支配者情報に変更が生じた場合、企業は変更日から10日以内に変更通知手続きを行う必要があります。

3 行政処分規定

- 企業が設立の際に実質的支配者情報を登録しなかった場合、50,000,000ドン～100,000,000ドンの罰金が科されます。
- 企業が実質的支配者情報の変更を通知しなかった場合、または変更通知が遅れた場合、警告または10,000,000ドン～70,000,000ドンの罰金が科されます。

HA NOI HEAD OFFICE

8F, Vinafor Building, 127
Lo Duc, Hai Ba Trung ward,
Hanoi
Tel: +(84)24 - 39 765 761
Fax: +(84)24 - 39 765 762

YOKOHAMA BRANCH

713R, 9F, JPR Yokohama
Bldg., 1 Chome-5-10,
Kitasaiwai, Nishi Ward,
Yokohama, Kanagawa, Japan

DANANG OFFICE

Zone G, 5F, Danang Software
Park, 02 Quang Trung, Thach
Thang Ward, Danang
Tel: +(84)236 - 3 898 325
Fax: +(84)236 - 3 898 326

HO CHI MINH OFFICE

5F, SFC Building, 09 Dinh
Tien Hoang, Saigon Ward,
Ho Chi Minh
Tel: +(84)28 - 71 088 468

- 2025年7月1日前に設立された企業について、直近の企業登録内容の変更手続きの際に企業の実質的支配者情報を追加しなかった場合、70,000,000ドン～100,000,000ドンの罰金が科されます。

4 弊社からのアドバイス

添付リストをご確認の上、財務省による確認結果に基づき、貴社が実質的支配者情報の未登録企業に該当するかご確認ください。

リストに貴社名が記載されている場合は、法令に基づく検査および行政処分リスクを軽減するため、できる限り速やかに経営登録機関への登録手続きを行うことをお勧めいたします。

リストに記載されていない企業についても、各地域における要請および実務運用により、企業登録内容にその他の変更がない場合であっても、経営登録機関から実質的支配者情報を自主的かつ早期に登録・追加するよう求められる可能性があります。

一部の地域では、実質的支配者情報の登録期限に関する文書が発行されました。例：クアンニン省、クアンチ省（2026年10月31日まで）、フート省（2026年11月15日まで）、ダナン市（2026年11月30日まで）等。

弊社では、企業の実質的支配者情報に関する登録義務の確認・評価、および経営登録機関への登録手続きを支援しております。ご相談をご希望のお客様は、下記までお問い合わせください。

AIC VIETNAM CO., LTD

メール: bc@aic-vietnam.com

電話番号: 024 3976 5761

HA NOI HEAD OFFICE

8F, Vinafor Building, 127
Lo Duc, Hai Ba Trung ward,
Hanoi
Tel: +(84)24 - 39 765 761
Fax: +(84)24 - 39 765 762

YOKOHAMA BRANCH

713R, 9F, JPR Yokohama
Bldg., 1 Chome-5-10,
Kitasaiwai, Nishi Ward,
Yokohama, Kanagawa, Japan

DANANG OFFICE

Zone G, 5F, Danang Software
Park, 02 Quang Trung, Thach
Thang Ward, Danang
Tel: +(84)236 - 3 898 325
Fax: +(84)236 - 3 898 326

HO CHI MINH OFFICE

5F, SFC Building, 09 Dinh
Tien Hoang, Saigon Ward,
Ho Chi Minh
Tel: +(84)28 - 71 088 468